

令和5年度第4回朝霞市男女平等推進審議会 次第

日 時 令和6年3月22日（金）
午後2時から
場 所 朝霞市役所 大会議室（奥）

1 開 会

2 議 事

- 1) 第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業
所アンケートの内容について
- 2) その他

3 閉 会

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号：議員立法）のポイント

資料1

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破壊など複雑化、多様化、複合化、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤立・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「先着をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする先着防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や保護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の先着防止法では、「先着をなすおそれのある女子に対する措置（身分・保護更生）」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための指針が定められる

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を確認する場。連携・密着した支援

女性相談支援センター

（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員

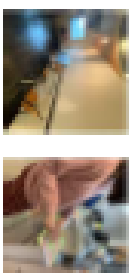
（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設

（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

- 支援対象者の意向を勘案、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
- ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

先着防止法

存続

第1章 総則
（法文規定）
第1条 目的
第2条 定義
第3条 法案の施行

第2章 刑事処分
（法文規定）
第4条 罰則等
第5条 罰則等
第6条 罰則等
第7条 地方公共団体の責務
第8条 法案を定める権

第3章 措置等
（法文規定）
第9条 措置等
第10条 措置等
第11条 措置等
第12条 法案を定める権

廃止

第4章 保護更生
（法文規定）
第13条 婦人相談所
第14条 婦人相談員
第15条 婦人相談員
第16条 婦人相談員
第17条 婦人相談員
第18条 婦人相談員
第19条 婦人相談員
第20条 婦人相談員
第21条 婦人相談員
第22条 婦人相談員
第23条 婦人相談員
第24条 婦人相談員
第25条 婦人相談員
第26条 婦人相談員
第27条 婦人相談員
第28条 婦人相談員
第29条 婦人相談員
第30条 婦人相談員
第31条 婦人相談員
第32条 婦人相談員
第33条 婦人相談員
第34条 婦人相談員
第35条 婦人相談員
第36条 婦人相談員
第37条 婦人相談員
第38条 婦人相談員
第39条 婦人相談員
第40条 婦人相談員
第41条 婦人相談員
第42条 婦人相談員
第43条 婦人相談員
第44条 婦人相談員
第45条 婦人相談員
第46条 婦人相談員
第47条 婦人相談員
第48条 婦人相談員
第49条 婦人相談員
第50条 婦人相談員
第51条 婦人相談員
第52条 婦人相談員
第53条 婦人相談員
第54条 婦人相談員
第55条 婦人相談員
第56条 婦人相談員
第57条 婦人相談員
第58条 婦人相談員
第59条 婦人相談員
第60条 婦人相談員
第61条 婦人相談員
第62条 婦人相談員
第63条 婦人相談員
第64条 婦人相談員
第65条 婦人相談員
第66条 婦人相談員
第67条 婦人相談員
第68条 婦人相談員
第69条 婦人相談員
第70条 婦人相談員
第71条 婦人相談員
第72条 婦人相談員
第73条 婦人相談員
第74条 婦人相談員
第75条 婦人相談員
第76条 婦人相談員
第77条 婦人相談員
第78条 婦人相談員
第79条 婦人相談員
第80条 婦人相談員
第81条 婦人相談員
第82条 婦人相談員
第83条 婦人相談員
第84条 婦人相談員
第85条 婦人相談員
第86条 婦人相談員
第87条 婦人相談員
第88条 婦人相談員
第89条 婦人相談員
第90条 婦人相談員
第91条 婦人相談員
第92条 婦人相談員
第93条 婦人相談員
第94条 婦人相談員
第95条 婦人相談員
第96条 婦人相談員
第97条 婦人相談員
第98条 婦人相談員
第99条 婦人相談員
第100条 婦人相談員

朝霞市男女平等に関する市民意識調査(案)

～ご協力をお願い～

日頃から市政に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

朝霞市では、男女平等に関する施策を推進するため、「男女平等推進行動計画」を10年ごとに
見直しており、現在「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(計画期間：令和8年度(2026年度)
～令和17年度(2035年度))の策定を進めているところです。

つきましては、市民の皆様から男女平等に関するお考えやご意見を伺い、今後の男女平等施策
に反映させていきたいと考えております。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方2,000人を無作為に抽出し、お送りしてありま
すが、ご回答は全て統計的に処理しますので、回答者が特定されることはありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い
いたします。

令和6年(2024年)〇月

朝霞市長 富岡 勝則

～ご記入にあたっての注意事項～

- 1 質問への回答は、宛名にあるご本人がお答えください。(記入は代筆でもかまいません)。
項目の中には、暴力の被害等を伺う内容も含まれていますので、答えにくい(答えたくないなど)質問に
は回答していただくなくても結構です。
- 2 調査票の回答は、**令和6年(2024年)〇〇月〇〇日(〇)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)に
よりご返送いただくか、下記の「WEB回答」についてを参照の上、ご回答ください。
- 3 調査票や返信用封筒にお名前やご住所を書いていただく必要はありません。返信の際は「調査票」のみ封
筒に入れてください。
- 4 調査結果につきましては、今後、市ホームページ等で公表する予定です。

【Web回答について】

- ・回答は、Webで行うこともできます。希望される方は、右下の二次元コードまたはURL
(<https://〇〇〇〇.〇〇〇/〇〇>)から本調査専用サイトにアクセスし、ご回答ください。
- ・Webで回答いただく場合は、別紙調査票の右上に記載している「インターネット用回答番号」を入力して
ください。この番号は、調査票との二重回答を防止するために使用するもので、回答者を特定するた
めのものではありません。
- ・お使いの端末により、回答途中で進めなくなる場合があります。その場合は、
大変お手数ですが、調査票にご記入の上、ご返送くださいますようお願いいたします。

二次元
コード



男女平等推進行動計画

男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざし、「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月に制定されました。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15(2003)年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成18(2006)年に「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。現在、朝霞市では、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」に基づき、それいゆふらざ(女性センター)を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談や女性総合相談などの施策や事業に取り組んでいます。

めざす姿

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

重点課題1

男女平等の意識づくり

男女平等を総合的に推進するための拠点として、それいゆふらざ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

重点課題2

男女平等が実感できる生活の実現

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

<計画の構成・期間>

平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
めざす姿、重点課題と施策目標(平成28～令和7年度)【2016～2025年度】									

第2次朝霞市男女平等推進行動計画についての詳細は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.asaka.lg.jp/0000/0000.html>

I あなたご自身のことについておたずねします。

問1 あなたの性別をおたずねします。

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 選択しない |
|------|------|---------|

問2 あなたの年齢は。(令和6年〇月〇日時点)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 | 4 40～49歳 |
| 5 50～59歳 | 6 60～69歳 | 7 70歳以上 | |

問3 あなたには、配偶者やパートナー(事実婚や同性パートナーも含む)がいますか。

- | | | | |
|--------------|--------|--------|------|
| 1 いる | 2 死別した | 3 離別した | 4 未婚 |
| 5 その他[具体的に] | | | |

問4 あなたの世帯構成をお知らせください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 夫婦(事実婚も含む)のみ | 2 夫婦(事実婚も含む)と子ども |
| 3 夫婦(事実婚も含む)と親 | 4 親・子・孫の3世代世帯 |
| 5 母親と子ども | 6 父親と子ども |
| 7 単身世帯 | 8 同性パートナー |
| 9 同性パートナーとその子ども | 10 その他[具体的に] |

II あなたの地域や家庭での生活についておたずねします。

問5 あなたはこの1年間に、どのような地域活動に参加しましたか。

(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1 自治会や町内会の活動 | 2 PTA や子ども会の活動 |
| 3 老人会等の団体活動 | 4 趣味やスポーツのグループ活動 |
| 5 福祉的なボランティア活動 | 6 地域での講演会への出席 |
| 7 グループで行う地域に関する研究や勉強会活動 | |
| 8 消費生活や環境保護にかかわる活動 | 9 NPO などの市民活動 |
| 10 その他[具体的に] | |
| 11 いずれの活動にも参加しなかった | |

問6 自治会、PTA などの地域団体では、活動の主体が女性となっても、会長・副会長などのリーダーには女性が少ないようです。(参考:令和5年7月1日現在、朝霞市の自治会長の女性比率は9.8%です。)その主な原因は何だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

- | |
|---|
| 1 女性自身が責任ある地位に就きたがらないから
2 女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから
3 女性は地域活動の経験が少ないから
4 指導力のある女性が少ないから
5 女性のリーダーでは、女性がついてこないから
6 女性のリーダーでは、男性がついてこないから
7 女性では相手に軽く見られるから
8 男性がリーダーとなるのが社会慣行だから
9 その他〔具体的に _____ 〕 |
|---|

問7 あなたはこの 1 週間で、次のようなことに何時間かけましたか。おおまかな合計時間を記入してください。(全くない場合は「0」を記入してください。)

- | |
|--|
| ① 趣味・交流などを楽しむ活動時間 約()時間
② 地域社会づくり活動時間(自治会、ボランティアなど) 約()時間
③ 収入に直接つながらない労働時間(家事・育児など) 約()時間
④ 収入を得るための労働時間 約()時間 |
|--|

問8 あなたのご家庭では、次のことは主にどなたが担当されていますか。

(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

◆ 「配偶者」は、婚姻関係になくても、それに相当する者を含めるものとします。 ◆ ひとり暮らしで、自分が行っている場合は主に「自分」としてください。	主に自分	自分と配偶者が同じくらい	主に配偶者	主にその他の家族	その他
① 生活費(年金を含む)の確保	1	2	3	4	5
② そうじ	1	2	3	4	5
③ 洗濯	1	2	3	4	5
④ 食事のしたく	1	2	3	4	5
⑤ 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5
⑥ 家計のやりくり	1	2	3	4	5
⑦ 日常の買い物	1	2	3	4	5
⑧ 高額な買い物(車、住宅等)、財産管理	1	2	3	4	5
⑨ 町内会や自治会の活動	1	2	3	4	5
⑩ 乳幼児の世話(しつけ、教育など)	1	2	3	4	5
⑪ 子どもの勉強や遊びの相手	1	2	3	4	5
⑫ 高齢者の介護	1	2	3	4	5
⑬ 保護者会・PTA への参加	1	2	3	4	5

Ⅲ 家庭等での男女のあり方について

問9 あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、どう思いますか。

(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|------------------|----------------|-------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |



↳ 問10へ

問9-1 問9で「1」～「5」のいずれかに○をつけた方におたずねします。その理由は何ですか。(もっともあてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 それが自然だから | 2 社会制度に合っているから |
| 3 女性が求めているから | 4 男性が求めているから |
| 5 少子化が進んでいるから | 6 よい男女の関係づくりに必要だから |
| 7 よい家庭づくりに必要だから | 8 よい社会づくりに必要だから |
| 9 能力や適性に応じるべきだから | 10 その他[具体的に] |

問10 あなたは、家庭で子どもを育てる場合、「男らしく」「女らしく」というように、男の子と女の子を区別して育てた方がよいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | |
|--------------------|
| 1 区別して育てる方がよい |
| 2 ある程度区別して育てる方がよい |
| 3 あまり区別しないで育てる方がよい |
| 4 区別しないで育てる方がよい |
| 5 わからない |
| 6 どちらでもない |

問 11 あなたは、子どもにどのように育てほしいと思いますか。男の子、女の子それぞれについて、子どもがいる、いないにかかわらずお答えください。(優先順位の高い方から番号を3つまで[]内に記入 男の子、女の子で同項目の選択は可)

男の子 <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">1位</td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">2位</td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">3位</td> </tr> </table>	1位	2位	3位	女の子 <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">1位</td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">2位</td> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">3位</td> </tr> </table>	1位	2位	3位
1位	2位	3位					
1位	2位	3位					

- | | |
|--|--|
| 1 家庭・家族を大切にする人
3 仕事以外の生きがいを持っている人
5 幅広い知識や豊かな教養のある人
7 行動力がある人
9 思いやりや気配りがある人
11 感受性のある人 | 2 仕事に生きがいを感じる人
4 学歴や社会的地位が高い人
6 社会の役に立つことをする人
8 礼儀正しい人
10 能力や個性を発揮できる人 |
|--|--|

問 12 ご自身の活動や家庭生活(家事・子育て・介護)について、あなたの考え方をうかがいます。あなたは、「現実」では何を優先していますか。また、「希望」としては何を優先させたいですか。未婚・既婚にかかわらずお答えください。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ[]内に記入)

現実には[]	希望は[]
------------	-----------

- | | |
|---|--|
| 1 仕事や趣味・ボランティアなど、自分の活動に専念
2 どちらかといえば、家庭生活(家事・子育て・介護)よりも仕事や自分の活動を優先
3 仕事や自分の活動と家庭生活(家事・子育て・介護)を同時に重視
4 どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活(家事・子育て・介護)を優先
5 家庭生活(家事・子育て・介護)に専念 | |
|---|--|

IV 配偶者等からの暴力(ドメスティックバイオレンス)について

問 13 あなたは、これまでにあなたの夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手に対して、次のような行為をしたことがありますか。
(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	何度もあった	1・2度あった	まったくない
① 命の危機を感じるくらいの暴力を加えたことがある	1	2	3
② 医師の治療が必要となる程度の暴力を加えたことがある	1	2	3
③ 大声でどなったり、すぐに暴力を振ってしまっただことがある	1	2	3
④ 嫌がっているのに性的な行為を強要したことがある	1	2	3
⑤ 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せたことがある	1	2	3
⑥ 妊娠を望んでいないのに避妊に協力しなかったことがある	1	2	3
⑦ 何を言っても無視し続けたことがある	1	2	3
⑧ 交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視したことがある	1	2	3
⑨ 「誰のおかげで生活できるんだ」などと言葉で圧力をかけたことがある。	1	2	3
⑩ 外出をさせなかったことがある	1	2	3
⑪ 生活費を渡さなかったことがある	1	2	3
⑫ 危害の不安・恐怖を感じるような脅迫を行ったことがある	1	2	3

問 14 へ

問 13-1 問 13(①から⑫まで)の答えで、1つでも「何度もあった」又は「1・2度あった」に○をつけた方におたずねします。あなたが問 13 であげたような行為をするに至ったきっかけは何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 相手が自分の言うことを聞こうとしないので、行動でわからせようとした
- 2 いろいろながつり、ある出来事がきっかけで感情が爆発した
- 3 相手がそうされても仕方がないようなことをした
- 4 相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
- 5 親しい関係ではこうしたことは当然である
- 6 その他〔具体的に _____ 〕
- 7 覚えていない
- 8 特に理由はない

問 14-3 問 14-1 の答えで「2 相談できなかった」「3 相談しようと思わなかった」に○をつけた方におたずねします。その理由はなぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 3 相談しても無駄だと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相談窓口の担当者の対応により、不快な思いをすと思ったから
- 6 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくないから
- 9 思い出したくないから
- 10 自分に悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことではないと思ったから
- 12 その他[具体的に]
- 13 わからない

問 14-4 問 14(①から②まで)の答えで、すべて「まったくない」に○をつけた方におたずねします。もし、夫や妻(事実婚や別居中、離婚後を含む)、婚約者、恋人、パートナーなど、親密な関係の相手から問 14 のような内容の暴力等を受けたとき、誰かに相談しますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|--------|----------|--------------|
| 1 相談する | 2 相談できない | 3 相談するつもりはない |
|--------|----------|--------------|

V 就業状況についておたずねします。

問 15 あなたの就業状況についておたずねします。(あてはまる番号1つだけに○)

A 就業している方は以下からお選びください。

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|-----------|
| 1 正規の職員・従業員 | 2 パート・アルバイト | 3 派遣社員 | 4 契約社員・嘱託 |
| 5 自営・自営手伝い | 6 内職 | 7 その他〔具体的に | 〕 |

B 就業していない方は以下からお選びください。

- | | | |
|-----------------------------|------------|-------------------|
| 1 無職(求職中) | 2 家事・家事手伝い | 3 学生(専門学校生・大学生など) |
| 4 専業主婦・専業主夫(収入を得る仕事をしていない方) | | |
| 5 その他〔具体的に | 〕 | |

→ 問 15-4 へ

問 15-1 「A 就業している方(「1」～「7」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたが現在働いているのは、どのような理由からでしょうか。(あてはまる番号3つまでに○)

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 生計を維持するため | 2 家計の足しにするため |
| 3 住宅ローンなど借金の返済のため | 4 教育資金を得るため |
| 5 将来に備えて貯蓄するため | 6 自分で自由に使えるお金を得るため |
| 7 生きがいを得るため | 8 自分の能力・技能・資格を生かすため |
| 9 視野を広げたり、友人を得るため | 10 社会に貢献するため |
| 11 仕事をすることが好きだから | 12 働くのが当然だから |
| 13 時間的に余裕があるから | 14 家業であるから |
| 15 適性に合っているから | |
| 16 その他〔具体的に | 〕 |
| 17 特に理由はない | 18 わからない |

問 15-2 あなたの今の職場では、仕事の内容や待遇面で、女性は男性に比べて、不当な扱いをされていると思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1 女性は不当な扱いをされていると思う | → 問 15-3 へ |
| 2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う | |
| 3 どちらかといえば、そのようなことはないと思う | → 問 16 へ |
| 4 別にそのようなことはないと思う | |
| 5 わからない | |

問 15-3 問 15-2で「1 女性は不当な扱いをされていると思う」「2 どちらかといえば、女性は不当な扱いをされていると思う」に○をつけた方におたずねします。「不当な扱い」は具体的にはどのようなことですか。(あてはまる番号3つまでに○)

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1 賃金に男女差がある | 2 男性に比べて女性の採用が少ない |
| 3 昇進、昇格に男女差がある | 4 能力を正當に評価しない |
| 5 配置場所が限られている | 6 補助的な仕事しかやらせてもらえない |
| 7 企画会議などの意思決定の場に女性が参加できない傾向がある | |
| 8 女性を幹部職員(管理職)に登用しない又は登用が少ない | |
| 9 有給休暇や育児・介護休暇が取得しにくい | |
| 10 結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある | |
| 11 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある | |
| 12 教育・研修を受ける機会が少ない | |
| 13 特にない | 14 その他〔具体的に
〕 |

問 15-4 問 15 の答えで、「B 就業していない方(「1」~「5」のいずれかに○をつけた方)」におたずねします。あなたは、今後、収入を得る仕事に就きたいと思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 仕事に就きたいと思う | 2 できれば、仕事に就きたいと思う |
| 3 仕事に就きたいとは思わない | 4 わからない |

→ 問 16 へ

問 15-5 問 15-4の答えで、「1 仕事に就きたいと思う」「2 できれば、仕事に就きたいと思う」に○をつけた方におたずねします。あなたは、今後、仕事に就く上で、何か困っていることがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 自分の資格、能力、適性などに合った仕事の募集・採用が少ない(ない)こと |
| 2 勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わないこと |
| 3 求人募集で年齢や資格などの制限があること |
| 4 仕事をするにあたって、家族の理解や協力が得られないこと |
| 5 介護や看護の必要な家族がいること |
| 6 安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと |
| 7 就業に関する情報が得にくいこと |
| 8 自分の能力や技術に不安があること |
| 9 自分の体力や健康に不安があること |
| 10 就業に要する資金が不足していること |
| 11 その他〔具体的に
〕 |
| 12 特にない |

問 16 女性の働き方について、あなたの理想はどうあるべきだと思いますか。また、現実はどうですか。(それぞれ、あてはまる番号を1つだけ〔 〕内に記入)

理想は〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持つ
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念する
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念する
- 7 仕事は持たない
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 わからない

現実には〔 〕

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)
- 2 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)
- 3 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)
- 4 学校卒業時は仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から仕事を持っている(いた)
- 5 子どもができるまで仕事を持ち、子どもができたら家事や子育てに専念している(いた)
- 6 結婚するまで仕事を持ち、結婚後は家事などに専念している(いた)
- 7 仕事は持っていない
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 わからない

問 17 育児や家族介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区分	積極的に取得した方がよい	どちらかといえば取得した方がよい	どちらかといえば取得しない方がよい	取得しない方がよい	わからない
① 育児休業	1	2	3	4	5
② 介護休業	1	2	3	4	5

問 18 男女が共に仕事と家庭の両立をしていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

1 男性が家事や育児を行う能力を高めること
2 給与等の男女間格差をなくすこと
3 年間労働時間を短縮すること
4 代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること
5 育児や介護のために退職した職員をもとの会社で再雇用する制度を導入すること
6 育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること
7 地域の保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実すること
8 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入すること
9 職業上、必要な知識・技術等の職業訓練を充実すること
10 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
11 その他〔具体的に _____ 〕
12 わからない

問 19 あなたは、これまでに職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。(職場・学校・地域ごとに、あてはまる欄すべてに○)

区 分	職 場	学 校	地 域
① 嫌がっているのに性に関する話を聞かされた			
② 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた			
③ 身体をさわられた			
④ 宴会でお酒やデュエットを強要された			
⑤ 交際を強要された			
⑥ 性的行為を強要された			
⑦ 性的なうわさをたてられた			
⑧ 結婚や交際についてしつこく聞かれた			
⑨ 容姿について傷つくようなことを言われた			
⑩ 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした			
⑪ プライバシーに関することや性的な内容の手紙や電話を受けた			
⑫ 性に関する雑誌やヌード写真を目につくところに置かれたり、はられたりした			
⑬ 性的指向や性自認について差別的な言い方をされた			
⑭ その他〔具体的に _____ 〕			
⑮ 特にない			

VI 男女共同参画社会についておたずねします。

問 20 あなたは、これらの言葉をご存じですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	よく知っている	言葉ぐらいは聞いたことがある	知らない
① 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)	1	2	3
② ジェンダー(社会的性別)	1	2	3
③ セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
④ 性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	1	2	3
⑤ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
⑦ LGBTQ(性的マイノリティ)	1	2	3
⑧ 性的指向・性自認	1	2	3
⑨ 性別による固定的な役割分業意識(性別役割分業意識)	1	2	3
⑩ デート DV	1	2	3
⑪ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	1	2	3
⑫ 育児・介護休業法	1	2	3
⑬ アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)	1	2	3
⑭ 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	1	2	3
⑮ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)	1	2	3
⑯ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)※	1	2	3

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)とは
女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い事に鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

問 21 あなたは、男女平等について、関心をお持ちですか。(あてはまる番号1つだけに○)

1 強い関心を持っている	2 ある程度関心を持っている
3 あまり関心を持っていない	4 まったく関心を持っていない
5 わからない	

問 22 あなたが考える男女平等社会のイメージは、どのようなものですか。(それぞれ、あてはまる番号1つだけに○)

区 分	現在の社会全般は		将来への期待は	
	る そ う な っ て い	ない そ う な っ て い	しい そ う な っ て ほ	しくない そ う な っ て ほ
① 家庭生活の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
② 学校教育の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
③ 職場の中で男女の地位は平等である	1	2	1	2
④ 社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑤ 政治の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑥ 法律や制度の上で男女の地位は平等である	1	2	1	2
⑦ 地域活動の場で男女の地位は平等である	1	2	1	2

VII 市の男女平等施策についておたずねします。

問 23 朝霞市では男女平等を進めるために様々な取り組みをしていますが、あなたが知っているものはどれですか。(あてはまる番号すべてに○)

1 朝霞市男女平等推進行動計画	
2 朝霞市男女平等推進条例	
3 朝霞市男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	
4 朝霞市男女平等推進審議会	
5 朝霞市それいゆぶらざ(女性センター)	
6 「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」	
7 朝霞市公式ホームページに掲載しているあさか男女(ひと)の輪サイト	
8 男女平等推進情報「そよかぜ」	
9 男女平等苦情処理委員	
10 女性総合相談	
11 DV相談(配偶者暴力相談支援センター)	
12 男女共同参画週間	
13 パープルリボン運動	
14 能力開発支援に関わる制度(起業家育成セミナー・起業家育成相談)	
15 人権擁護委員(人権相談)	
16 その他[具体的に]
17 知っているものはない	

問 24 あなたは、女性の意見や考え方が市の政策に、どの程度反映されていると思いますか。(あてはまる番号1つだけに○)

- | | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1 十分反映されている | 2 ある程度反映されている | 3 あまり反映されていない |
| 4 ほとんど反映されていない | 5 どちらともいえない | |

問 25 あなたは、市の政策に女性の意見を反映するために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する | |
| 2 女性を対象とした学習を充実する | |
| 3 自治会・PTA などの地域活動で、女性の「長」や役員を増やす | |
| 4 審議会などの女性委員を増やす | |
| 5 女性の議員を増やす | |
| 6 女性団体を育成・支援する | |
| 7 気軽な意見提案の方法の周知・活用を図る(市への意見・要望等) | |
| 8 女性が経済的に自立し、社会的な立場を強める | |
| 9 女性自らが市の政策に参画する意欲を持つ | |
| 10 市の女性職員の能力の活用を図る | |
| 11 わからない | |
| 12 その他[具体的に |] |
| 13 特別な取り組みは必要ない | |

問 26 男女平等を進めるために、行政はどのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。(優先順位の高い方から番号を3つまで[]内に記入)

1位[]	2位[]	3位[]
-------	-------	-------

- | |
|-----------------------------------|
| 1 男女平等の広報・啓発活動を充実する |
| 2 LGBTQ など、多様な性に対する理解を促進する |
| 3 学校での男女平等についての教育を充実する |
| 4 社会教育など生涯学習の場で男女平等についての教育を充実する |
| 5 DVなどの問題について、相談しやすい体制づくりを進める |
| 6 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 7 女性を対象とした人材育成のための取組を進める |
| 8 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する |
| 9 男女共同参画推進に取り組む住民活動を支援する |
| 10 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する |
| 11 その他() |
| 12 特にない |

Ⅷ 「性の多様性」についておたずねします。

問 27 「性的指向・性自認(SOGIE)」という言葉 を正しく理解していますか。(あてはまる番号に○)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1 言葉も意味も理解している | 2 言葉は聞いたことがあるが、意味は理解していない |
| 3 言葉も意味も理解していない | |

※SOGIE(性的指向・性自認)

SOGIE(ソジー…Sexual Orientation Gender Identity Expression の頭文字であり、人の属性を表す略称です。LGBTQ よりも広い概念として、すべての人に関わります。いろいろな性のあり方が組み合わさり、多くの性があると言われてい

問 28 現在の世の中(社会)は、性的マイノリティ(LGBTQ 等)の人たちにとっては、生活しづらい社会であると思いますか。(あてはまる番号に○)

- | | | |
|------------------|----------------|-------------|
| 1 そう思う | 2 どちらかといえばそう思う | 3 どちらともいえない |
| 4 どちらかといえばそう思わない | 5 そう思わない | 6 わからない |

※LGBTQ

L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)Q(クエスチョニング)の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つです。

Lesbian(レズビアン):同性を好きになる女性

Gay(ゲイ):同性を好きになる男性

Bisexual(バイセクシュアル):同性も異性も好きになる人

Transgender(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しない人

Questioning(クエスチョニング):好きになる性や思う性が揺れ動いたり迷ったりする人

その他にも、多様なセクシャリティがあります。

問 29 上記の問 28 に関して、そう思う理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1 周囲の人の理解が得られない |
| 2 いじめ(悪口やいやがらせ等)を受ける |
| 3 家族や友人等、身近な相談相手がいない |
| 4 性別で区分された設備(トイレや公衆浴場等)が使いづらい |
| 5 申請書等の性別欄の記載 |
| 6 就職や仕事の面で、不利・不当な待遇の扱いを受ける |
| 7 相談や情報交換ができる場(コミュニティスペース)がない |
| 8 アウティング(性的マイノリティ当事者の了解なしに他人に暴露してしまうこと)されること |
| 9 同性のパートナーとの関係を認めてもらえない |
| 10 住宅を借りづらい |
| 11 身近にいないのでわからない |
| 12 性のあり方は多種多様であるため、特別な配慮は必要と思わない |
| 13 性的少数者は弱者ではないと思う |
| 14 その他() |

問 30 上記の問 29 で選択した理由を解消していくためには、どんなことが望めますか。

(あてはまる番号すべてに○)

- 1 市の広報やホームページ等での周知・啓発活動
- 2 教育現場における啓発活動や配慮
- 3 社会制度の見直し
- 4 専門の相談窓口の設置
- 5 性の多様性に関する交流を行う場
- 6 特に必要ない
- 7 わからない
- 8 その他()

IX 男女平等などに関する朝霞市へのご意見など、ご自由にお書きください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、○月○日(○)までに、投函してください。

©むさしのフロントあさか



本調査に回答後、不安な気持ちになったり、話を聞いてもらいたくなったら、朝霞市女性センターの電話相談にご連絡ください。

朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）

女性総合相談 048-463-2697（木曜日：午前10時～午後4時）

DV相談 048-463-0356（火曜日～日曜日：午前10時から午後4時）

周囲に悩んでいる方がいたら、この電話相談のことを教えてあげてください。

朝霞市男女平等に関する事業所アンケート(案)

資料 3

～ご協力をお願い～

時下、貴事業所におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から市政に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、朝霞市では、男女平等に関する施策を推進するため、「男女平等推進行動計画」を10年ごとに見直しており、現在「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」(計画期間：令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度))の策定を進めているところです。

つきましては、事業所の皆様から男女平等に関する取組やご意見を伺い、今後の男女平等施策に反映させていきたいと考えております。

なお、本調査は、10人以上の従業員の方がいる市内事業所150社を無作為に抽出し、お送りしておりますが、ご回答は全て統計的に処理しますので、お答えいただいた事業所が特定されることはありません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年(2024年)〇月

朝霞市長 富岡 勝則

～ご記入にあたっての注意事項～

- 1 回答は令和6年〇月〇日(〇)現在で記入してください。
- 2 本アンケートは、それぞれの事業所単位で行っています。本社、支店等を合わせたものではなく、貴事業所の範囲内でご回答ください。
- 3 アンケートの回答は、令和6年(2024年)〇〇月〇〇日(〇)までに、同封の返信用封筒(切手不要)によりご返送いただくか、下記の「WEB回答」についてを参照の上、ご回答ください。
- 4 調査票や返信用封筒に事業所名やご住所を書いていただく必要はありません。返信の際は「調査票」のみ封筒(切手不要)に入れてください。
- 5 アンケート結果につきましては、今後、市ホームページ等で公表する予定です。

【Web回答について】

- ・回答は、Webで行うこともできます。希望される方は、右下の二次元コードまたはURL(<https://〇〇〇〇.〇〇〇/〇〇>)から本調査専用サイトにアクセスし、ご回答ください。
- ・Webで回答いただく場合は、別紙調査票の右上に記載している「インターネット用回答番号」を入力してください。この番号は、調査票との二重回答を防止するために使用するもので、回答者を特定するためのものではありません。
- ・お使いの端末により、回答途中で進めなくなる場合があります。その場合は、大変お手数ですが、調査票にご記入の上、ご返送くださいますようお願いいたします。

二次元
コード

©むさしのフロントあさか

問い合わせ先 朝霞市 それいゆがらざ(女性センター)

TEL 048-463-2697(直通)

メール soreiyu@city.asaka.lg.jp

男女平等推進行動計画

男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざし、「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月に制定されました。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15(2003)年に「朝霞市男女平等推進条例」を施行しました。この条例に基づき、平成18(2006)年に「朝霞市男女平等推進行動計画」を策定しました。現在、朝霞市では、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までを計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」に基づき、それいゆぷらざ(女性センター)を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談や女性総合相談などの施策や事業に取り組んでいます。

めざす姿

ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

重点課題1

男女平等の意識づくり

男女平等を総合的に推進するための拠点として、それいゆぷらざ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

重点課題2

男女平等が実感できる生活の実現

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

<計画の構成・期間>

平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
めざす姿、重点課題と施策目標 (平成 28～令和 7年度) 【2016～2025年度】									

第2次朝霞市男女平等推進行動計画についての詳細は、市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.asaka.lg.jp/0000/0000.html>

I 貴事業所の概要について

問1 貴事業所の概要についてお尋ねします。

(1)主たる業種

- 1 農業、林業 2 漁業 3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業 5 製造業
6 電気・ガス・熱供給・水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 卸売業、小売業
10 金融業、保険業 11 不動産業、物品賃貸業 12 学術研究、専門・技術サービス業
13 宿泊業、飲食サービス業 14 生活関連サービス業、娯楽業 15 教育、学習支援業
16 医療、福祉 17 複合サービス事業 18 サービス業(他に分類されないもの)
19 その他(1~18 以外)

(2)貴事業所の従業員数

	男性	女性
正社員	人	人
正社員以外(パート・アルバイト、嘱託職員など)	人	人

(3)従業員の平均年齢

男性	歳	女性	歳

(4)従業員の平均勤続年数

1 正社員		
男性	年	
女性	年	
平均勤続年数	年	
2 正社員以外(パート・アルバイト、嘱託職員など)		
男性	年	
女性	年	
平均勤続年数	年	

II 募集・登用等について

○ 募集方法

問2 男女の機会均等が図られていますか。

1 いる 2 いない

問3 女性の積極的な募集について工夫している点がありますか。

1 ある(具体的に:) 2 ない

○ 選考状況

問4 面接時に結婚の予定等、職務能力に特に関係のない事項について質問しないことを徹底していますか。

1 いる 2 いない

問5 面接、選考担当者の中に女性を登用していますか。

1 いる 2 いない

問6 性的指向・性自認に違和のある方も個性として捉えていますか

1 いる 2 いない

○ 管理職男女比

問7 貴事業所の従業員(正社員以外も含む。)のうち、女性の管理職は何人いますか。該当者がいない場合は0をご記入ください。

管理職	登用状況	管理職数	
			うち女性
会社役員		人	人
課長・部長相当職		人	人
係長相当職		人	人

問8 最近3年間で女性の管理職は増えましたか。

1 増えた 2 減った 3 変わらない

問9 貴事業所では、女性管理職を増やすために、どのようなことに取り組みましたか。
該当する番号すべてに○を付けてください。

1 女性の積極的な登用の取組(ポジティブ・アクション※の実施等) 2 キャリアアップの研修や意識啓発セミナー等の実施 3 性別に関わらない公正な人事評価の実施 4 昇進・昇格試験の受験奨励 5 管理職への登用を念頭においた計画的な人事異動 6 長時間労働の是正 7 特に行っていない 8 その他()

○ ポジティブ・アクションについて

問 10 貴事業所では、「ポジティブ・アクション(※)」に取り組んでいますか。該当するほうに○をつけてください。

取得内容	(どちらかを選択)
1 女性の採用拡大	(取り組んでいる ・ 取り組んでいない)
2 女性の職域拡大	(取り組んでいる ・ 取り組んでいない)
3 女性の管理職の増加	(取り組んでいる ・ 取り組んでいない)
4 女性の勤続年数の伸長	(取り組んでいる ・ 取り組んでいない)
5 職場環境や風土の改善	(取り組んでいる ・ 取り組んでいない)

- ・1つでも「取り組んでいる」と回答された場合⇒問10-1へお進みください。
- ・すべての取組内容で「取り組んでいない」と回答された場合⇒問11へお進みください。

※ポジティブ・アクションとは

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

単に女性を「優遇」するものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取り組みです。

(例)

- ・指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式
クォータ制(性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法)等
- ・ゴール・アンド・タイムテーブル方式
指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法
- ・基盤整備を推進する方式
研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法
(内閣府男女共同参画局ホームページより引用)

(問10で1つでも、「取り組んでいる」と回答された事業所にお尋ねします。)

問10-1 貴事業所が「ポジティブ・アクション」に取り組んで、どんな効果がありましたか。

該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 職場の雰囲気よくなった | |
| 2 従業員の仕事に対する満足度が向上した | |
| 3 女性従業員が積極的に意見を述べるようになった | |
| 4 女性従業員の活躍が会社の利益に貢献した | |
| 5 顧客ニーズに的確に対応できるようになった | |
| 6 就職希望者からの企業評価等が向上した | |
| 7 その他() | |

問11 貴事業所で女性の管理職の登用(昇進)に係る課題はありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 管理職になる前に退職してしまう | |
| 2 女性従業員が少ない(いない)。 | |
| 3 女性従業員本人が希望しない | |
| 4 家庭生活への配慮をする必要がある | |
| 5 管理職がない | |
| 6 特にない | |
| 7 その他() | |

○ 配置状況

問12 本人の能力と適正にあわせた配置・職務分担を行っていますか。

1 いる	2 いない
------	-------

問13 社員の配置希望について、自己申請制度や公募制度等を活用していますか。

1 いる	2 いない
------	-------

○ 平均賃金

問14 男性の平均賃金(所定内給与額※)を100としたとき、女性の賃金の割合はどのくらいですか。

1 (およそ %)	2 差はない	3 不明・わからない
--------------------	--------	------------

※所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

○ 育成

問15 男女ともに研修への案内・実施がなされていますか。

1 いる 2 いない

問16 女性が会議や打ち合わせ等に参加していますか。

1 いる 2 いない

問17 男女とも同じように育成するという考えのもとに業務を進めていますか。

1 いる 2 いない

Ⅲ 継続就業について

問 18 女性の退職者のうち、結婚、妊娠、出産を理由として退職する人の割合は、どのくらいいますか。

およそ %

問19 女性が結婚、妊娠、出産した場合においても、働き続けやすい制度(環境)がありますか。

1 ある 2 ない

問20 女性の継続就業に関する啓発を行っていますか。

1 いる 2 いない

○ 育児休業制度

問21 育児休業制度を活用している従業員はいますか。

1 いる (□男女とも □男性のみ □女性のみ) 2 いない

問22 育児休業期間

- 1 子が1歳に達する日まで
- 2 子が3歳に達する日まで
- 3 その他

問23 育児休業制度利用者数(過去3年間)

人 (男性 人・女性 人)

問24 産後パパ育休(出生時育児休業制度)取得者数は

人

問25 育児のための看護休暇や短時間勤務制度、フレックスタイム制度等がありますか

1 ある 2 ない

問26 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制はありますか？

1 ある 2 ない

問27 育児をする従業員のために配慮していることがありますか。

1 ある(具体的に) 2 ない

問28 男性の育児休業取得に関する課題はありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1 代替要員の確保
- 2 育休取得者の周りの人の業務量
- 3 業務の引継ぎ
- 4 その人にしか知らない(わからない)業務がある
- 5 育児休業を希望する男性従業員が少ない
- 6 育休中の賃金補償
- 7 課題は特にない
- 8 その他()

○ 介護休業制度

問29 介護休業制度を活用している従業員はいますか。

1 いる(□1.男女とも □2.男性のみ □女性のみ) 2 いない

問30 介護休業を取得できる対象

1 男女とも 2 男性のみ 3 女性のみ

問31 介護休業期間(対象家族1人につき)

1 最長93日まで 2 その他()

問32 介護休業制度利用者数(過去3年間)

人(男性 人・女性 人)

問33 介護のための介護休暇や短時間勤務制度、フレックス制度等がありますか

1 ある 2 ない

問34 介護をする従業員のために配慮していることがありますか

1 ある(具体的には:) 2 ない

○ 仕事と家庭の両立

問35 仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)に関する取組はありますか

1 ある 2 ない

(問35で「ある」と回答された事業所にお尋ねします。)

問35-1 どのような取組ですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|---------------------------|
| 1 育児・介護等をする従業員への経済的支援 |
| 2 保育室の整備 |
| 3 有給休暇の取得促進 |
| 4 長時間労働の是正 |
| 5 定時退社の励行 |
| 6 イクボス宣言 |
| 7 テレワーク(在宅勤務)の促進 |
| 8 福利厚生制度の充実 |
| 9 フレックスタイムや短時間勤務制度の活用 |
| 10 自己啓発やスキルアップのための休暇、助成制度 |
| 11 その他() |

IV 環境整備等について

○ ハラスメント

問36 ハラスメント防止に関する会社の基本姿勢を社内規定で定め、従業員に明示していますか。

1 いる 2 いない

問37 ハラスメントの相談窓口の設置や相談員の設置等を行っていますか。

1 いる 2 いない

問38 ハラスメントに関する研修等を行っていますか。

1 いる 2 いない

問 39 ハラスメント防止に関する啓発を社内広報やパンフレット等の配布を通して行っていますか。

1 いる 2 いない

○ 性的マイノリティ(LGBTQ※等)への対応

問40 性的マイノリティ(LGBTQ※等)への取組をしていますか。

1 いる 2 いない⇒問42へ

問41 性的マイノリティ(LGBTQ※等)の従業員に対してどのような対応をしていますか。

該当する番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 LGBTQについて社内規定に明記(性的指向・性自認に関する差別・ハラスメントの禁止等)2 福利厚生制度の同性パートナーへの適用3 自分の認識する性別に基づく通称の使用を認めている4 その他[|] |
|--|---|

※LGBTQ

L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)Q(クエスチョニング)の頭文字を

とった言葉で、性的少数者の総称の一つです。

Lesbian(レズビアン):同性を好きになる女性

Gay(ゲイ):同性を好きになる男性

Bisexual(バイセクシュアル):同性も異性も好きになる人

Transgender(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しない人

Questioning(クエスチョニング) :好きになる性や思う性が揺れ動いたり迷ったりする人

その他にも、多様なセクシャリティがあります。

問42 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について知っていますか？

1 知っている 2 知らない

○ ワーク・ライフ・バランス

問43 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。 該当する番号を1つ選び、○を付けてください

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 聞いたことがあるし、内容も知っている2 聞いたことがあるが、内容はよく知らない3 知らなかった |
|---|

問44 貴事業所では「ワーク・ライフ・バランス」の取組が進んでいると思いますか。 該当する番号を1つ選び、○を付けてください

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 進んでいる2 ある程度進んでいる3 あまり進んでいない4 進んでいない |
|--|

問45 ワーク・ライフ・バランスに取り組んで、どんなメリットを貴事業所にもたらしていますか。該当する番号すべてに○を付けてください

- | | |
|---|---|
| 1 | 優秀な人材が辞めないで済む |
| 2 | 優秀な人材を採用することができる |
| 3 | 会社への貢献が期待できる。 |
| 4 | 従業員の労働意欲が向上する。 |
| 5 | 一時的に休みを取る従業員が増えることは、これまでの仕事の進み方を見直す契機となる。 |
| 6 | 従業員が仕事と育児(介護)の両立に取り組む中で時間の管理がうまくなる |
| 7 | 育児経験や生活者の視点がビジネスに役立つ |
| 8 | その他() |

○ 事業主行動計画の策定について

問46 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をしていますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

問47 えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を知っていますか。

1	知っている	2	知らない
---	-------	---	------

問48 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。

1	いる	2	いない
---	----	---	-----

問49 くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を知っていますか。

1	知っている	2	知らない
---	-------	---	------

問50 男女平等の推進に積極的に取り組んでいる市内事業所などを顕彰する制度があることを知っていますか。

1	知っている	2	知らない
---	-------	---	------

問51 男女平等を進めるために、行政はどのようなことに特に力を入れるべきだと思いますか。(優先順位の高い方から番号を3つまで〔 〕内に記入)

1位〔 〕 2位〔 〕 3位〔 〕

- 1 男女平等の広報・啓発活動を充実する
- 2 LGBTQ など、多様な性に対する理解を促進する
- 3 学校での男女平等についての教育を充実する
- 4 社会教育など生涯学習の場で男女平等についての教育を充実する
- 5 DVなどの問題について、相談しやすい体制づくりを進める
- 6 市が開催する会議など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
- 7 女性を対象とした人材育成のための取組を進める
- 8 企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する
- 9 男女共同参画推進に取り組む住民活動を支援する
- 10 育児や家庭生活などに、男性の積極的な参加を促進する
- 11 その他()
- 12 特にない

V 男女平等に関するご意見などについて、ご自由にお書きください

お忙しい中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、〇月〇〇日(〇)までに、投函してください。

【任意回答事項】

本アンケートの結果、今後、男女平等推進への取組が先進的である事業所を市が取材して、男女平等に係る取組のPRなどを実施したいと考えています。貴事業所がPRなどの対象となっても差支えがない場合は、下欄に貴事業所名、所在地、電話番号等をご記入願います。

貴事業所の名称	
所在地	
代表者名	
電話番号	
ご担当部署	
ご担当者名	

ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

同封の返信用封筒に入れ、〇月〇〇日(〇)までに、投函してください。



©むさしのフロントあさか

市民意識調査追加質問(案) (困難女性支援法関連)

資料4

困難な問題への支援についてお聞きします。

問1 あなたが安心(ほっと)できる場所はどこですか(あてはまるものすべてに○)

①自分の家	
②自分の部屋	
③祖父母や親戚の家	
④友達・先輩・後輩の家	
⑤学校	
⑥カフェなどのお店	
⑦交際相手の家	
⑧インターネット掲示板やSNS	
⑨習い事	
⑩安心できる場所はない	
⑪その他()	

問2 朝霞市や国・県ではいろいろな相談窓口を設置しています。知っている相談窓口があれば○を、また利用したことがあるものには○をしてください(いくつでも)

	知っている	利用あり
①女性センター それいゆぶらざ(中央公民館内)		
②With Youさいたま		
③DV相談+(プラス)		
④はやくワンストップ#8891		
⑤にんしん SOS 埼玉		
⑥家庭児童相談室(朝霞市役所内)		
⑦にじいろ県民相談		
⑧こころのサポート@埼玉		
⑨男性のための電話相談		

問3 あなたの困っていること、悩んでいることの中に次のようなことがありますか(過去も含めて、すべてに○)

①身近な人から殴られるなどの身体的な暴力を受けている 誰から⇒() ※答えたくなければ空欄でかまいません	
②身近な人からの心ない言動により心を傷つけられている (大声でどなられる、従うように強要される、長時間無視されるなど) 誰から⇒() ※答えたくなければ空欄でかまいません	
③いじめを受けている	
④性に関していやな思い出がある	
⑤生活に必要なお金に困ることがある	
⑥ひとりぼっちだと感じる	
⑦特にない ⇒ 問7へ	
⑧その他() ※困っていることがあったら教えてください	

問4 問3で⑦以外に○をつけた方にお聞きします。問3のことについて、誰かに相談したり、話を聞いてもらったりしたことがありますか

- ①相談した ⇒問5へ
- ②相談できなかった ⇒問6へ
- ③相談しようと思わなかった ⇒問6へ

問5 (問4で「相談した」と回答した方)

誰に相談したり、話を聞いてもらいましたか。(あてはまるすべてに○)

- ① 父 ② 母 ③ 兄弟・姉妹 ④ その他の親族(祖父母、親戚など)
- ⑤ 学校の先生 ⑥ 学校の友人、先輩、後輩 ⑦スクールカウンセラー
- ⑧ 交際相手 ⑨ バイト先など学校以外の友人、先輩、後輩
- ⑩ 警察 ⑪ 女性総合相談(それいゆばらざ) ⑫ 市役所
- ⑬ 民間の相談機関・団体 ⑭ 埼玉県の相談窓口 ⑮ 医師・カウンセラー
- ⑯ インターネット掲示板やSNS ⑰ その他(具体的に)

問6 (問4で「相談できなかった」、「相談しようと思わなかった」と回答した方)

その理由について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

① 誰(どこ)に相談してよいのかわからなかった	
② 恥ずかしくて誰にも言えなかった	
③ 相談しても無駄だと思った	
④ 相談窓口の担当者の対応により、不快な思いをと思った	
⑤ 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思った	
⑥ 世間体が悪い	
⑦ 他の人に知られたくなかった	
⑧ 思い出したくない	
⑨ 自分に悪いところがあると思った	
⑩ 相談するほどの悩みだとは思なかった	
⑪ その他 〔具体的に	〕
⑫ わからない	

問7 あなたの周りの女性で、下記のような人はいますか。(あてはまるすべてに○)

①身近な人から殴られるなどの身体的な暴力を受けている(らしい) 誰から⇒	
②身近な人から大声でどなられたり、従うよう強要されるなど、心を傷つけられている(らしい) 誰から⇒	
③生活に必要なお金に困っている(らしい)	
④いじめを受けている(らしい)	
⑤家族との関係が悪く、自分の家に帰らずに繁華街や友人宅で過ごしている(らしい)	
⑥性に関していやな思いをしたことがある(らしい)	
⑦ひとりぼっちだと感じている(らしい)	
⑧私の周りにはそのような人はいない	
⑨その他(心配になるような悩みや困りごとを抱えている方を知っていたら、その内容を教えてください)	
〔	〕

問8 問7で⑧以外に○をつけた方にお聞きます。あなたとはどのような関係ですか

(例:学校の友人、交際相手など)

関係性 ()